

「闇バイト」  
は犯罪です

# 犯罪情報官 速報



## 犯罪の下見活動に注意！



強盗や空き巣などの犯人は、事前にターゲットとする建物周辺の下見に訪れている場合があります、業者を装い、個人情報や資産状況を探ることもあります。

また下見を行った場所に「マーキング」と呼ばれる印をつけている場合もありますので注意してください。

### ここが怪しい！ ～チェックポイント～

- 業者を名乗るが名刺やパンフレットを渡さない
- 断っても室内に入りたがる
- 車両ナンバーが県外、レンタカー
- 印のようなものを残された
- 家の写真を撮られた・・・など

【マーキングの例】  
○置き石  
○テープやシール  
○英数字や記号の羅列が書かれる等

### 被害にあわないために

- 在宅時も鍵をかけ、インターフォン越しに対応する
- 普段見かけない車両や人に注意を向ける
- 自宅に大金を置いておかない
- 防犯設備の設置（防犯カメラ、カメラ付インターフォン、防犯砂利、窓用防犯フィルム等）

※ 防犯設備設置の補助金制度がある自治体もあります。

緊急時は110番！



警察相談電話 # 9110